

一般廃棄物処理基本計画（中間見直し） 別冊資料

7 ごみ処理の課題整理

現計画	状態	中間見直し内容
<p>(1)発生抑制・減量化・資源化</p> <p>ごみ総排出量は、平成19年度から平成28年度にかけて減少しているものの、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は1,003g/人・日（平成28年度実績）で、旧計画の目標値（900g/人・日：平成29年度）には達していません。</p> <p>家庭系ごみについては、平成20年度から平成23年度にかけて減少がみられ、それ以後は平成25年度まで増加、平成26年度から減少傾向にあります。</p> <p>しかし、燃やせるごみの中には資源化できる紙類・布類や水分を多く含む生ごみが多く含まれています。</p> <p>また、平成28年度から、汚れの取れない容器包装プラスチックの分別区分を可燃ごみとしましたが、汚れの取れるものも可燃ごみとして排出されている傾向が見られます。</p> <p>事業系ごみについては、排出量自体は平成19年度と平成28年度を比較すると、ほぼ同量ですが、事業系ごみの従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位）が増加傾向にあります。</p> <p>ごみの発生抑制・減量化を図るため、家庭系ごみについては、発生抑制を推進するとともに、事業系ごみについては、事業系一般廃棄物の排出責任者として減量化の取組を促す必要があります。</p>	見直し	<p>(1)発生抑制・減量化・資源化</p> <p>ごみ総排出量は、平成28年度は105,021t/年で、令和3年度は99,968t/年であり、比較すると5,053t/年減少しており、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は988g/人・日（令和3年度実績）で、計画の推計値（990g/人・日）を達成しています。</p> <p>家庭系ごみの排出量については、平成28年度から令和3年度にかけてほぼ横ばい状況で、1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、平成28年度が718g/人・日であり、令和3年度が738g/人・日で、比較すると20g/人・日増加しています。</p> <p>燃やせるごみの中には資源化できる紙類・布類や水分を多く含む生ごみが多く含まれています。</p> <p>また、平成28年度から、汚れの取れない容器包装プラスチックの分別区分を可燃ごみとしましたが、汚れの取れるものも可燃ごみとして排出されている傾向が見られます。</p> <p>事業系ごみの排出量については、平成28年度は31,940t/年で、令和3年度は26,530t/年であり、比較すると5,410t/年減少しており、従業員1人1日当たりのごみ排出量（原単位（集団回収量を除きます。））は、平成28年度が701g/従業員・日で、令和3年度は547g/従業員・日で、比較すると154g/従業員・日減少しています。</p> <p>ごみの発生抑制・減量化を図るため、家庭系ごみについては、発生抑制を推進するとともに、事業系ごみについては、事業系一般廃棄物の排出責任者として減量化の取組を促す必要があります。</p>
<p>(2)収集・運搬</p> <p>本市は、住民サービスの維持に努めながら、収集・運搬の効率化を図っていますが、高齢化社会の進展等に伴い、ごみの出し方に対するニーズが多様化している状況にあります。</p> <p>また、自治会等の団体による集団回収量が減少していることから、店舗等の店頭回収による影響を調査するとともに、引き続き資源ごみの集団回収について、広報紙等を通じた啓発を継続する必要があります。</p> <p>今後は、市民のごみ出しニーズを把握しながら、ごみ収集の効率化を図るとともに、ごみ一時集積所における公衆衛生の向上を図る必要があります。</p> <p>また、リサイクル率の向上に向け、拠点回収となるエコ・ステーションの充実を図る必要があります。</p>	現行どおり	
<p>(3)処理・処分</p>		<p>(3)処理・処分</p>
<p>ア 中間処理(破碎選別・資源化)</p> <p>燃やせないごみや資源ごみの一部は、平成28年（2016年）4月から津市リサイクルセンターにおいて資源化処理及び破碎選別処理を行っています。</p> <p>燃やせないごみ等については、今後も同施設において、徹底した資源化処理と適正な破碎選別処理を継続させるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。</p>	現行どおり	<p>ア 中間処理(破碎選別・資源化)</p>

現計画		状態	中間見直し内容
イ	中間処理(焼却)	イ	中間処理(焼却)
<p>燃やせるごみや津市リサイクルセンターで発生する資源化、破砕選別処理後の可燃残渣は、津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおおたかで焼却処理しています。</p> <p>燃やせるごみ等については、今後も同施設において、安定的な処理を継続させるために、処理量の平準化やごみ質の管理等を徹底していく必要があるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。</p>		現 行 ど お り	
ウ	最終処分	ウ	最終処分
<p>津市リサイクルセンターで破砕選別、資源化処理した後の残渣のうち、不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。</p> <p>本市において資源化又は焼却できない廃棄物は、今後も同施設で適正に埋立処分していく必要があるとともに、施設の効率的かつ効果的な運営管理を行っていく必要があります。</p>		現 行 ど お り	
(4)リサイクル率		(4)リサイクル率	
<p>リサイクル率は、平成19年(2007年)度から平成22年(2010年)度にかけて徐々に減少し、平成22年(2010年)度以降は、ほぼ横ばいで推移し、平成28年(2016年)度で23.3%となっています。</p> <p>平成28年(2016年)度のリサイクル率は、類似自治体や旧計画の目標値と比べて低い値となっていることから、リサイクル率向上に向けて、特に家庭系ごみの可燃ごみ中に含まれる紙類・布類の資源への分別を徹底する必要があります。</p>		見 直 し	<p>リサイクル率は、平成28年度の23.3%から令和3年度の22.1%で、1.2%下がっています。</p> <p>資源化量は減少傾向で、令和3年度は平成28年度と比較して2,319 t/年減少しており、特に集団回収量が大きく減少し、平成28年度の集団回収量3,004 t/年と比較して、令和3年度は1,630 t/年でほぼ半減している状況です。</p> <p>令和3年度のリサイクル率は、類似自治体や計画の推計値と比べて低い値となっていることから、リサイクル率向上に向けて、特に家庭系ごみの可燃ごみ中に含まれる紙類・布類の資源への分別を徹底する必要があります。</p>
(5)施設整備		(5)施設整備	
ア	中間処理(焼却)	ア	中間処理(焼却)
<p>津市西部クリーンセンターは、1号炉が竣工から38年以上、2号炉は15年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。津市クリーンセンターおおたかにおいても竣工から18年以上が経過しています。</p> <p>これまで改修等の対策を講じながら稼働してきた両施設は、本計画期間中の稼働は見込めるものの、今後も老朽化が進むため、将来にわたり、本市の適正なごみ処理を継続して行っていくための対策を検討する必要があります。</p>		現 行 ど お り	
イ	最終処分場	イ	最終処分場
<p>全体埋立容量を18万m³、埋立期間を15年として計画している津市一般廃棄物最終処分場は、平成28年(2016年)4月に9万m³を供用開始したところ、平成28年(2016年)度の埋立実績量は1,426 t/年で、計画埋立量8,020 t/年に対し82.2%減少しています。この状況を踏まえ、残り9万m³の建設時期について検討する必要があります。</p>		現 行 ど お り	

現計画	状態	中間見直し内容
(6)その他		(6)その他
<p>大規模地震や水害などの災害が発生した場合に備え、津市災害廃棄物処理計画を策定していますが、それに加えごみの収集・運搬・処理業務などが継続して実施できるよう津市業務継続計画（BCP）を策定する必要があります。</p> <p>また、市内においては、未だ不法投棄が発生していることから、不法投棄の防止を引き続き図ることが必要です。あわせて、生活環境の保全に向けて環境美化活動を一層推進していく必要があります。</p>	現 行 ど お り	

8 取り組む施策

現計画	状態	見直し内容
(1)重点施策		(1)重点施策
ア 紙類・布類の分別徹底		ア 紙類・布類の分別徹底
家庭から出される燃やせるごみに含まれる紙類・布類を資源として分別されるよう啓発を強化します。	現 行 ど お り	
イ 生ごみの減量化		イ 生ごみの減量化
<p>市民から排出される燃やせるごみには水分を含んだ生ごみが多く含まれていることから、生ごみの水切りを積極的に呼びかけ、生ごみの減量化を図ります。</p> <p>また、可能な世帯には生ごみの堆肥化を積極的に呼びかけ、生ごみの資源化を促進します。</p> <p>なお、家庭用生ごみ処理機及びコンポストの利用を促進するため、これらの購入補助制度を継続していきます。補助制度を幅広く世代に周知するために、多様な方法で制度についてわかりやすく広報するとともに、生ごみ処理機の使い方や堆肥の活用方法を生ごみ処理機販売店舗等を通じて伝えていきます。</p> <p>さらに、家庭で出来る食材の保存方法や無駄のない調理方法等について広報紙等を通じて紹介し、食品ロスを削減する取組を周知・促進していきます。</p>	現 行 ど お り	
ウ 容器包装プラスチックの分別徹底		ウ 容器包装プラスチックの分別徹底
容器包装プラスチックのリサイクルを促進するため、平成28年(2016年)4月1日から実施している「汚れを取り切れる容器包装プラスチックは資源ごみとして排出し、汚れが取り切れないものは燃やせるごみで排出すること」について、家庭での正しい分別をわかりやすく説明し、資源物の回収量の増加を図りつつ、リサイクルに適した品質を確保できるよう広く周知していきます。	現 行 ど お り	
エ 環境学習センター事業の充実		エ 環境学習センター事業の充実
3R(リデュース、リユース、リサイクル)を啓発する拠点として、環境をテーマとした講習会を開催するほか、津市リサイクルセンターの見学者に対し、資源循環の仕組みを説明するなど、子どもから大人まですべての市民を対象として、ごみの減量化への取組や資源化について積極的に情報を発信していきます。	現 行 ど お り	
オ 環境教育の充実		オ 環境教育の充実
<p>「夏休み子どもごみ教室」や学校での環境に関する授業等で、ごみに関する環境教育を行い、小学生や中学生のごみ問題に対する意識啓発を行います。</p> <p>また、小学生を対象とした環境教育として、社会科副読本の配布や市内ごみ処理施設の見学会を実施します。</p> <p>自治会や婦人会、老人会等の各種団体や事業者を対象に、「ごみダイエット塾」を開催し、ごみの減量化に向けた各団体の自主的な活動を促進します。</p>	現 行 ど お り	

現計画		状態	見直し内容
カ	事業系ごみの減量化への取組		カ 事業系ごみの減量化への取組
	<p>事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。</p> <p>事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量化計画書」の作成を指導し、指導の際には、減量化の必要性を説明する資料や資源化等の処理方法の検討を呼びかける資料等を提供するなどして、事業系一般廃棄物の排出責任者としての減量化への取組を促します。</p> <p>また、事業所から排出される燃やせるごみの中に、水分を含んだ生ごみや資源化可能な紙類が多く含まれていることから、商工会議所等を通じて事業所に対して、生ごみの水切りや紙類の分別徹底を呼びかけます。</p>	現 行 ど お り	
(2)個別施策			(2)個別施策
ア	レジ袋削減の推進		ア プラスチック使用製品の使用量削減の推進
	<p>市民に繰り返し使用可能なマイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋削減を推進します。</p> <p>また、平成21年（2009年）から「津市レジ袋ないない運動」を開始しており、市内事業者の協力を得て、レジ袋の削減に取り組んでいます。今後も市内小売店での取組を推進していきます。</p>	見 直 し	<p>令和4年4月から、プラスチックの資源循環の取組を推進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されており、容器包装プラスチックをはじめとする製品プラスチックの資源循環を推進するとともに、外出やイベントへ参加する際は、繰り返し使用可能なマイバッグ・マイボトル・マイ箸等の持参を、市民に呼びかけ、プラスチック使用製品の使用量の削減を推進します。</p>
イ	「30・10運動」の推進		イ 「30・10運動」の推進
	<p>市民に宴会等で乾杯の後の30分間と、宴会終了前の10分間は自分の席に着いて料理を楽しむという「30・10運動」を推進し、宴会等で多く発生する食べ残しを減らしていきます。</p> <p>また、市内の飲食店に「30・10運動」への賛同を呼びかけ、飲食店を通じ利用者の方の料理の食べ切りを促すとともに、運動の周知を呼びかけます。</p>	現 行 ど お り	
ウ	リサイクル資源の回収の促進		ウ リサイクル資源の回収の促進
	<p>リサイクル資源（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル等）の回収を推進するため、民間の小売店舗等で実施されている店頭回収とのバランスを考慮しながら、エコ・ステーションの充実を図ることで、市民が利用しやすい環境を整えていきます。</p> <p>また、環境だよりを始め、広報紙や市ホームページ等を通じて、リサイクル資源回収活動報奨金制度の周知を行い、資源回収活動への協力を呼びかけるとともに、リサイクル資源回収活動の中で、びんの回収についても実施を呼びかけます。</p> <p>なお、資源物の持ち去り行為に対しては、総合的な防止対策を講じることにより、これを阻止し、資源物の回収率の向上と市民の安全・安心なごみ出し環境を確保していきます。</p>	現 行 ど お り	
エ	使用済小型家電の回収の促進		エ 使用済小型家電の回収の促進
	<p>使用済小型家電のリサイクル回収事業を継続するとともに、環境フェスタ等のイベントで回収を実施します。</p>	現 行 ど お り	

現計画		状態	見直し内容	
オ	小学校等におけるリサイクル事業の促進		オ	小学校等におけるリサイクル事業の促進
	環境教育の一環として、小学校等に設置した回収箱から回収した古紙・雑紙をトイレトーパーにリサイクルする「くるりんペーパー事業」や小学校の学校給食から発生する残渣を堆肥化する「くるりんフード事業」の実施を継続します。また、事業を通じて、ごみが新たな資源として生まれ変わる資源循環の仕組みとその重要性について、情報発信していきます。	現 行 ど お り		
カ	びんの再利用の促進		カ	びんの再利用の促進
	びんの回収について、リユース・リサイクルの観点から回収方法等を検証し、より資源化を図ります。また、リターナブルびんのリユースを推進するため、販売店等に店頭回収の協力を要請していきます。	現 行 ど お り		
キ	家具等の再使用の促進		キ	家具等の再使用の促進
	排出されるごみの中から再使用可能な家具等については選別・保管し、環境学習センターでのリユース事業として取り組みます。	現 行 ど お り		
ク	様々な媒体を用いた啓発の実施		ク	様々な媒体を用いた啓発の実施
	本市のホームページや「ごみ分別ガイドブック」、「環境だより」、メールマガジン「キャンパスなび ごみ・ぶんべ津（つ）」など様々な媒体を用いて、ごみの減量・資源化への協力を呼びかけます。ホームページには環境に関する全ての情報、メールマガジンには家庭で出来るごみの減量方法といったように、使用する媒体毎に掲載する情報を選択し、効果的に啓発していきます。 また、広報紙等により、ごみの排出量や資源化率、ごみ処理経費など本市におけるごみ処理の現状を公表していきます。	見 直 し		本市のホームページや「ごみ分別ガイドブック」、「環境だより」、ごみ分別アプリ「さんあーる」など様々な媒体を用いて、ごみの減量・資源化への協力を呼びかけます。ホームページには環境に関する全ての情報、ごみ分別アプリ「さんあーる」には家庭でのごみ出しルールなど、使用する媒体毎に掲載する情報を選択し、効果的に啓発していきます。 また、広報紙等により、ごみの排出量や資源化率、ごみ処理経費など本市におけるごみ処理の現状を公表していきます。
ケ	市民・事業者・行政間の連携促進		ケ	市民・事業者・行政間の連携促進
	「環境フェスタ」や「市民清掃デー」等の環境美化活動を開催し、市民・事業者・行政間で一般廃棄物処理に関する問題を共有し、意識の高揚を図ります。	現 行 ど お り		

12 分別・収集計画

現計画		状態	見直し内容
(1)家庭系一般廃棄物			(1)家庭系一般廃棄物
<p>現在の分別収集形態（13区分、17種類）を継続して行っていくことを基本としますが、今後は、安全性・経済性・効率性を考慮し、主に以下の視点に立って、見直しについて検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化するニーズに的確に対応した、市民にとってよりわかりやすく負担の少ないごみ出しや収集の方法を検討していきます。 ・資源化率向上に有効な拠点回収を推進し、エコ・ステーションの利用率の向上を目指します。 ・地域の実態を踏まえた衛生的で使いやすいごみ一時集積所の整備を推進します。 		見直し	<p>現在の分別収集形態（13区分、17種類）を安全性・経済性・効率性を考慮し、主に以下の視点に立って、見直しを検討し、金属と燃やせないごみを統合し同日に収集することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化するニーズに的確に対応した、市民にとってよりわかりやすく負担の少ないごみ出しや収集の方法を検討していきます。 ・資源化率向上に有効な拠点回収を推進し、エコ・ステーションの利用率の向上を目指します。 ・地域の実態を踏まえた衛生的で使いやすいごみ一時集積所の整備を推進します。
(2)事業系一般廃棄物			(2)事業系一般廃棄物
<p>事業者自ら処理することを原則とします。事業者自らが処理できない場合は、事業者が自ら処理施設へ直接搬入するか、許可業者に依頼して収集・運搬することとします。</p> <p>また、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対しては、減量に関する計画の作成を指示し、減量化、資源化及び廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理の検討等に関する指導を行っていきます。</p>		現行どおり	
(3)分別・収集に係る施策			(3)分別・収集に係る施策
ア	ごみの適正な分別排出の啓発		ア ごみの適正な分別排出の啓発
	<p>分別区分に基づいた適正な排出が継続されるよう、ごみ分別ガイドブックや広報紙を用いて、継続的な啓発を行い、排出マナーの更なる向上とごみ一時集積所の環境づくりに努めます。</p> <p>また、本市内に居住する外国人にも分別方法を理解してもらえよう、外国語版のごみ分別ガイドブック等を作成し、情報を提供します。</p>	現行どおり	
イ	医療廃棄物の適正処理の周知		イ 医療廃棄物の適正処理の周知
	<p>使用済みの注射針等の在宅医療廃棄物の適正処理については、ごみ分別ガイドブックを通して、適正な処理方法を周知します。また、広報紙等で在宅医療廃棄物に該当するものとしのないものを掲載する等、在宅医療廃棄物の分別排出に関する理解向上を促します。</p>	現行どおり	
ウ	処理困難物の適正処理の周知		ウ 処理困難物の適正処理の周知
	<p>プロパンガスボンベや農機具等の適正処理困難物については、販売店や購入店、専門業者へ引取りを依頼するよう周知していきます。</p>	現行どおり	
エ	ごみの分別区分等の見直し		エ ごみの分別区分等の見直し
	<p>本市においても、今後高齢化が進むことが予想される中で、市民にわかりやすく負担の少ない分別区分や排出方法となるよう、必要に応じて見直しをしていきます。</p>	現行どおり	

現計画		状態	見直し内容
オ	大型ごみの収集に関する検討		オ ごみ出しが困難な世帯に対するごみ収集の検討
	本市においても、今後高齢化が進み、ごみ一時集積所まで大型ごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想される中、大型ごみの収集について検討していきます。	見直し	本市においても、今後高齢化が進み、ごみ一時集積所まで大型ごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想される中、日常ごみの戸別収集や大型ごみのごみ出し支援について検討していきます。
カ	適正な収集・運搬体制の継続		カ 適正な収集・運搬体制の継続
	<p>市民から排出されるごみについては、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行います。委託業者及び許可業者に対しては、今後も、適正な収集・運搬が行われるよう指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に応じた安定した収集・運搬が行われるよう必要な体制を確保していきます。</p> <p>資源回収の方法については、ごみ一時集積所からの収集、エコ・ステーションからの拠点回収のほか、市民の集団回収によるものがあります。近年、店舗等での店頭回収が多く実施されている中で、今後、店舗等の店頭回収とのバランスを考慮しながら、拠点回収としてのエコ・ステーションについて、市民がより利用しやすい環境を整えていきます。</p>	見直し	<p>市民から排出されるごみについては、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行います。委託業者及び許可業者に対しては、今後も、適正な収集・運搬が行われるよう指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に応じた安定した収集・運搬が行われるよう必要な体制を確保していく必要があることから、一般廃棄物収集運搬許可業者数は、今後の社会経済状況の変動や市内のごみ排出量の推移を見極めた上で、必要に応じて検討をすることとし、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可にあたっては、ごみの排出量に応じて慎重に判断することとします。</p> <p>また、本市の一般廃棄物の排出量は現在減少傾向であり、施策の実施等により、今後も減少していくことが想定されることから、許可の更新時において、過去2年間に一般廃棄物収集運搬の実績がない場合は、許可更新を認めない等の厳正な対応を行うこととします。</p> <p>資源回収の方法については、ごみ一時集積所からの収集、エコ・ステーションからの拠点回収のほか、市民の集団回収によるものがあります。近年、店舗等での店頭回収が多く実施されている中で、今後、店舗等の店頭回収とのバランスを考慮しながら、拠点回収としてのエコ・ステーションについて、市民がより利用しやすい環境を整えていきます。</p>

13 中間処理施設

現計画	状態	見直し内容
(1)資源化・破碎選別処理		(1)資源化・破碎選別処理
資源ごみ及び燃やせないごみの一部については、引き続き津市リサイクルセンターにおいて、徹底した選別作業を実施し、更なる資源化と最終処分量の削減を図るとともに、同施設の効率的・効果的な運営管理を行ってまいります。	現 行 ど お り	
(2)焼却処理		(2)焼却処理
燃やせるごみ及び津市リサイクルセンターで資源化、破碎選別処理後の可燃残渣は、引き続き津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかの2施設において適正に焼却処理を行うとともに、同施設の効率・効果的な運営管理を行ってまいります。 また、焼却処理後の残渣は、民間委託により資源化を図ってまいります。	現 行 ど お り	

14 最終処分計画

現計画	状態	見直し内容
津市リサイクルセンターから排出される資源化又は焼却処理できない不燃残渣は、津市一般廃棄物最終処分場で適正に埋立処分してまいります。 また、ごみ処理量の変化に対応した効率的・効果的な同施設の運営管理を行ってまいります。	現 行 ど お り	

15 施設整備計画

現計画	状態	見直し内容
(1)焼却処理施設		(1)焼却処理施設
津市西部クリーンセンター及び津市クリーンセンターおたかの施設の老朽化が進むことから、将来に向けた継続的かつ安定的な廃棄物処理を確保するため、本計画期間において、収集効率や施設の余熱利用を含めた効率的・効果的な焼却システムの検討を進めます。	現 行 ど お り	
(2)最終処分場		(2)最終処分場
計画埋立量18万m ³ のうち残り9万m ³ の建設については、津市地域防災計画で想定する大規模災害等、本市の廃棄物処理量を変動させる事態が本計画期間内に発生し得る可能性を考慮しつつ、平時においては、津市リサイクルセンター稼働後の平成28年（2016年）度埋立実績量が今後もおおむね同様に推移していくことを踏まえ、その時期を判断してまいります。	現 行 ど お り	